

水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金交付等要綱

農林水産事務次官依命通知
制定 令和4年4月1日付け3農産3596号

(趣旨)

第1 麦・大豆については、堅調な国産需要がある一方、実需者の求める供給量・品質・価格の安定が実現できておらず、依然として輸入品が大宗を占める状況となっている。このような状況を改善し、需要に応じた生産を実現するには、麦・大豆産地が一体となり、生産性の向上に取り組むことが不可欠である。

一方、水田農業経営においては、主食用米の需要が毎年減少傾向にある中、主食用米から需要のある麦・大豆等の生産へと転換していくことが喫緊の課題となっている。

このため、各産地の水田における麦・大豆生産に係る将来像を踏まえ、団地化の推進や新たな営農技術の導入等を通じ、生産上の課題解決に向けた取組を総合的に支援することにより、収量・品質の高位安定化、生産コストの低減を図り、麦・大豆の需要に応じた生産拡大と収益性・生産性の向上を実現するものとする。

(通則)

第2 水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第3 補助金は、各産地の水田における麦・大豆生産に係る将来像を踏まえ、団地化の推進や新たな営農技術の導入等を通じ、生産上の課題解決に向けた取組を総合

的に支援することにより、収量・品質の高位安定化、生産コストの低減を図り、麦・大豆の需要に応じた生産拡大と収益性・生産性の向上を実現することを目的とする。

(事業の内容)

第4 水田麦・大豆産地生産性向上事業（以下「補助事業」という。）は、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が別に定める麦・大豆産地生産性向上計画（以下「産地計画」という。）に基づく麦・大豆の収益性・生産性向上に向けた取組に対して総合的に支援することとし、事業メニュー、事業実施主体、採択要件及び補助率については、別表1のとおりとする。

なお、本事業においては、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

(事業実施計画書の作成)

第5 事業実施主体は、農産局長が別に定めるところにより、事業実施計画書（以下「事業計画」という。）を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

2 都道府県知事は、前項により提出された事業計画について、農産局長が別に定めるところにより、その内容を審査した上で適切と認めた場合は、都道府県事業計画総括表（以下「都道府県計画」という。）を作成し、地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下「地方農政局長等」という。）に提出するものとする。

(予算額の配分及び事業計画の承認等)

第6 地方農政局長等は、第5第2項により提出された都道府県計画について、農産局長が別に定めるところにより、その内容を審査し、その結果について、農産局長に報告するものとする。

2 農産局長は、前項により報告のあつた都道府県計画について、農産局長が別に定める配分基準により、配分対象となる事業計画及び当該都道府県の予算額を決定し、これらを地方農政局長等に通知するものとする。

3 地方農政局長等は、前項の通知に基づき、都道府県計画のうち配分対象となつた事業計画を承認し、都道府県知事に通知するものとする。

4 都道府県知事は、前項の通知に基づき、該当する事業計画を承認するものとする。

5 事業計画の重要な変更は、農産局長が別に定めるものとする。その際の手続は、予算額の配分を伴う場合を除き、第1項に準じて行うものとし、地方農政局長等は、提出された都道府県計画について、その内容を審査し、適当と認める場合に

はこれを承認し、都道府県知事に通知するとともに、農産局長に報告するものとする。

(目標年度及び成果目標)

第7 事業実施主体は、水田における麦・大豆の収益性・生産性の向上に向け、解決すべき課題に対応した具体的な成果目標を設定することとし、その成果目標の目標年度までの達成に向けた取組を実施するものとする。

なお、事業実施主体が達成すべき成果目標の基準及び目標年度は、農産局長が別に定めるものとする。

(事業実施状況の報告等)

第8 事業実施主体は、農産局長が別に定めるところにより、事業実施状況について、都道府県知事に報告するものとする。

2 都道府県知事は、前項により報告された内容について検討し、成果目標の達成が見込まれないと判断した場合には、当該事業実施主体に対し、適切な措置を講ずるよう指導・助言を行うものとする。

3 都道府県知事は、第1項により報告された内容を取りまとめ、地方農政局長等に報告するものとする。

また、前項の措置を行った場合には、その内容についても併せて地方農政局長等に報告するものとする。

4 地方農政局長等は、前項の報告の内容を確認し、成果目標の達成が見込まれないと判断した場合には、都道府県知事及び事業実施主体に対し、適切な措置を講ずるよう指導・助言を行うものとする。

(事業の評価)

第9 事業実施主体は、農産局長が別に定めるところにより、目標年度における成果目標の達成状況について自己評価を行い、その結果について、都道府県知事に報告するものとする。

2 都道府県知事は、農産局長が別に定めるところにより、前項により報告された内容について検討及び評価を行い、その結果について、地方農政局長等に報告するものとする。

3 都道府県知事は、前項の検討及び評価の結果、成果目標が達成されていないと判断した場合には、農産局長が別に定めるところにより、当該事業実施主体に対し、指導・助言を行い、目標達成に向けた改善計画を提出させるとともに、地方農政局長等に報告するものとする。

4 地方農政局長等は、前2項の報告を受けた場合には、成果目標の達成度等の評価を行うこととし、その結果、成果目標が達成されていないと判断した場合には、

都道府県知事及び事業実施主体に対し、適切な措置を講ずるよう指導・助言を行うものとする。

- 5 地方農政局長等は、前項の評価結果及び指導内容について、農産局長に報告するものとする。
- 6 国は、事業の実施効果など本事業の実施に必要な事項に関する調査を行うとともに、その内容を公表することができるものとする。

(交付の対象及び補助率)

第10 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、都道府県知事（以下「補助事業者」という。）が行う補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表2に定めるところによる。

(補助金の交付申請手続)

第11 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を地方農政局長等に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第12 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第13 地方農政局長等は、第11第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

- 2 第11第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

第14 補助事業者は、第11第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第13第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を大臣に提出しなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第15 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第2号による変更等承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、第16に規定する軽微な変更を除き、補助金の増額を伴う変更を含む。
 - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第16に規定する軽微な変更を除く。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 補助事業者は、前項各号に定める場合の他、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。
- 3 地方農政局長等は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第16 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表2の重要な変更欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第17 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を速やかに地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(事業遂行状況報告)

第18 補助事業者は、補助事業の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第3号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに、地

方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第4号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項に定める時期のほか、地方農政局長等は、補助事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第19 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとするときは、別記様式第4号の概算払請求書を地方農政局長等及び官署支出官（北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあつては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、調った範囲で行うものとする。

- 2 補助事業者は、概算払により間接補助事業にかかる補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

第20 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第5号のとおりとし、補助事業者は、補助事業を完了したとき（第15第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第6号により作成した年度終了実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。
- 3 第11第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第11第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第

7号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに、地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により、地方農政局長等に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第21 地方農政局長等は、第20第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

2 地方農政局長等は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

第22 補助事業者は、第21第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第21第1項に準じて提出するものとする。

2 地方農政局長等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第21第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第21第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第23 地方農政局長等は、第15第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第13第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等による処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

- (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延又はその他不適当な行為をした場合
 - (4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
 - (5) 間接補助事業者が、間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合
 - (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 地方農政局長等は、第1項第1号から第3号までの規定による取消をした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項の補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第21第3項の規定（括弧書きを除く。）を準用する。

（財産の管理等）

- 第24 補助事業者は、補助対象経費（補助事業をほかの団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（補助金の経理）

- 第25 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備し、前項の帳簿とともに、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
 - 3 前2項及び第26に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（補助金調書）

- 第26 補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計

上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第8号による補助金調書を作成しておかなければならない。

(間接補助金交付の際に付すべき条件)

第27 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第15から第18まで、第20及び第22から第25までの規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。

(2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。)においては、補助事業者の承認を受けず、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であつて、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助事業者による間接補助金の交付の決定をもって補助事業者の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

(3) 前号による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。

(4) 第2号に定める取得財産等について、第2号に定める期間中、別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管すること。

2 補助事業者は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(2) 間接補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る

入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第10号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(推進指導)

第28 国は、本事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、都道府県及び事業実施主体に対し、必要な指導・助言を行うものとする。

2 補助事業者は、目標達成に向けた取組が着実に図られるよう、市町村、農業団体等の関係機関と連携し、間接補助事業者に対し、必要な指導・助言を行うものとする。

(事業費の低減)

第29 間接補助事業者は、本事業の実施に当たっては、事業目的に比して過剰な活動の実施、機械・施設の導入等を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

(その他)

第30 本事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、農産局長が別に定めるところによる。

2 都道府県知事は、市町村等を経由して本事業の実施に係る各種手続を実施する場合には、必要な手続を定めるものとする。

附 則

1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。

2 この通知の施行に伴い、水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金交付要綱（令和3年1月28日付け2政統第1960号農林水産事務次官依命通知）及び水田麦・大豆産地生産性向上事業実施要綱（令和3年1月28日付け2政統第1958号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。

3 2による廃止前の水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金交付要綱及び水田麦・大豆産地生産性向上事業実施要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

別表1（第4関係）

事業メニュー	事業実施主体	採択要件	補助率等
1 水田における麦・大豆の団地化推進	<p>1 事業メニュー欄の1の事業実施主体は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 農業者の組織する団体（農産局長が別に定めるものをいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 地域農業再生協議会（農産局長が別に定めるものをいう。以下同じ。）</p>	<p>事業メニュー欄の1、2及び3の採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。</p> <p>(1) 事業実施主体の受益地が含まれる地域を対象とする産地計画が策定されていること。</p> <p>（ただし、農産局長が別に定める場合にあつては、農産局長が別に定める要件を満たしていること。）</p> <p>(2) 農産局長が別に定める成果目標の基準を満たしていること。</p> <p>(3) 事業内容が成果目標の達成に結び付く取組であること。</p> <p>(4) その他農産局長が別に定める要件を満たしていること。</p>	<p>事業メニュー欄の1の補助率は、定額とする。（ただし、農産局長が別に定める場合にあつては、農産局長が別に定める額以内とする。）</p>
2 水田における麦・大豆の先進的な営農技術の導入	<p>2 事業メニュー欄の2の事業実施主体は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 農業者の組織する団体</p> <p>(2) 地域農業再生協議会</p>	<p>(1) 事業実施主体の受益地が含まれる地域を対象とする産地計画が策定されていること。</p> <p>（ただし、農産局長が別に定める場合にあつては、農産局長が別に定める要件を満たしていること。）</p> <p>(2) 農産局長が別に定める成果目標の基準を満たしていること。</p>	<p>事業メニュー欄の2の補助率は、定額とする。（ただし、農産局長が別に定める場合にあつては、農産局長が別に定める額以内とする。）</p>
3 水田における麦・大豆の生産性向上に向けた機械・施設の導入等	<p>3 事業メニュー欄の3の事業実施主体は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 農業者の組織する団体</p> <p>(2) 地域農業再生協議会</p> <p>(3) 取組の中心的な者（農産局長が別に定めるものをいう。）</p>	<p>(1) 事業実施主体の受益地が含まれる地域を対象とする産地計画が策定されていること。</p> <p>（ただし、農産局長が別に定める場合にあつては、農産局長が別に定める要件を満たしていること。）</p>	<p>事業メニュー欄の3の補助率は、導入する機械・施設の1/2以内とする。リース導入等の場合は、物件相当額の1/2以内とする。</p>
4 水田における麦・大豆の生産性向上の推進	<p>4 事業メニュー欄の4の事業実施主体は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 都道府県</p> <p>(2) 市町村</p>	<p>事業メニュー欄の4の採択要件は、次に掲げる要件を満たしていることとする。</p> <p>(1) 事業実施主体の受益地が含まれる地域を対象とする産地計画が策定されていること。</p> <p>（ただし、農産局長が別に定める場合にあつては、農産局長が別に定める要件を満たしていること。）</p>	<p>事業メニュー欄の4の補助率は、1/2以内とする。</p>

別表2（第10関係）

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
1 水田における麦・大豆の 団地化推進支援	水田における麦・大豆の団地化の推進に係る事業実施主体の取組に係る経費の補助に要する経費	定額（農産局長が別に定める場合にあっては、農産局長が別に定める額以内とする。）	区分の欄の1から4までの経費の相互間における国庫補助金の30%を超える増減	1 事業実施主体の変更 2 事業の新設、中止又は廃止 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減
2 水田における麦・大豆の 先進的な営農技術の導入支援	水田における麦・大豆の先進的な営農技術の導入に係る事業実施主体の取組に係る経費の定額助成に要する経費	定額（農産局長が別に定める場合にあっては、農産局長が別に定める額以内とする。）		
3 水田における麦・大豆の 生産性向上に向けた機械・ 施設の導入等支援	水田における麦・大豆の生産性向上に向けた機械・施設の導入等に係る事業実施主体の取組に係る経費の補助に要する経費	1 / 2 以内		
4 水田における麦・大豆の 生産性向上の推進に向けた 支援	水田における麦・大豆生産性向上の推進に係る事業実施主体の取組に係る経費及び同経費の補助に要する経費	1 / 2 以内		

別記様式第1号（第11関係）

令和〇〇年度水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金 交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあっては北海道農政事務局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

補助事業者名
（都道府県名）
所在地
代表者氏名

令和〇〇年度において、令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画の承認があった事業実施計画内容のとおり事業を実施したいので、水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3596号農林水産事務次官依命通知）第11の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

（注）

- 1 承認を受けた計画の事業内容から変更があるときは、当該承認を受けた事業実施計画書に変更箇所を加筆修正した該当ページを添付して提出すること。（二段書きとし、修正前を括弧書で上段に記載）
- 2 1により、承認を受けた計画の事業内容から変更して交付申請書を提出する場合は、本文中の「令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画の承認があった事業実施計画内容のとおり事業を実施したいので」を「令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画の承認があった事業実施計画の一部を関係資料のとおり変更し事業を実施したいので」とすること。
- 3 申請の際には、事業実施計画書の写し、当該計画書の審査の際に使用した書類の一覧表及び都道府県の補助金交付規程又は要綱を添付すること。
- 4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 5 添付書類のうち都道府県の補助金交付規程又は要綱について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第2号（第15関係）

令和〇〇年度水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金 変更等承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあっては北海道農政事務局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

補助事業者名
（都道府県名）
所在地
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により別添のとおり変更したいので、水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3596号農林水産事務次官依命通知）第15の規定に基づき申請する。

記

変更の理由

- （注）1 交付決定を受けた事業実施計画書の変更箇所を加筆修正（二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載）した該当資料ページを添付して提出すること。また、同様式中「本事業の実施方針」を「事業の変更（中止・廃止）の理由」と書き換えること。
なお、添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったもの限り添付すること。
- 2 補助金の額が増額する場合は、件名中の「補助金変更等承認申請書」を「補助金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「交付等要綱第15の規定に基づき申請する。」を「交付等要綱第15の規定に基づき、補助金〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。
- 3 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更」を「中止（廃止）」と書き換えること。

別記様式第3号（第18関係）

令和〇〇年度水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金 事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあっては北海道農政事務所長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

補助事業者名
（都道府県名）
所在地
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった補助事業について、水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3596号農林水産事務次官依命通知）第18の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		第3・四半期までに完了したもの		第4・四半期以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		
計						

- (注) 1 「区分」の欄には、別表2の区分の欄に掲げる事項について記載すること。
2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第4号（第18及び第19関係）

令和〇〇年度水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金
概算払請求書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

官署支出官 〇〇農政局総務部長 殿
(第19第1項に定める官署支出官名を記入)

補助事業者名
(都道府県名)
所在地
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3596号農林水産事務次官依命通知）第19の規定に基づき、概算払を請求したいので、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、〇〇年〇〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

令和〇年〇月〇日現在

区分	総事業費	(A) 国庫 補助金	(B) 既受領額		遂行状 況報告 〇月〇日 現在の 出来高	(C) 今回請求額		(A)-(B)+(C) 残額		事業完 了予定 年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日 現在の 予定 出来高	金額	〇月〇日 まで予定 出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計											

- (注) 1 「区分」の欄には、別表2の区分の欄に掲げる事項について記載すること。
2 下線部は、第18第1項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。
3 補助事業等の実態に応じて、上記のほか必要な事項を追加することができる。

別記様式第5号（第20関係）

令和〇〇年度水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金 実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては北海道農政事務局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

補助事業者名
(都道府県名)
所在地
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3596号農林水産事務次官依命通知）第20第1項の規定により、その実績を報告する。

また、併せて精算額として水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金〇〇〇円の交付を請求する。

- (注) 1 事業の実績が、事業実施計画書の内容と同様のときは、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であり、令和〇〇年〇〇月〇〇日に交付を完了した。」旨加筆し、事業実施計画書の添付は省略すること。
- 2 軽微な変更があつたときは、交付決定を受けた事業実施計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し添付すること。（二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載）
- 3 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し、補助金調書の写し又は間接補助事業者に対し間接補助金を交付した年月日を整理した資料を添付すること。

別記様式第6号（第20関係）

〇〇年度水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金 年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては北海道農政事務所長、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

補助事業者名
(都道府県名)
所在地
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3596号農林水産事務次官依命通知）第20第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	補助事業 に要する 経費(A)	国庫 補助金	(A)のう ち年度内支 出済額	概算払 受入済額	(A)のう ち未支出額	翌年度 繰越額	
翌年度繰越分	円	円	円	円	円	円	
〇〇〇〇							
〇〇〇〇							
年度内完了分							
〇〇〇〇							
合 計							

- (注) 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかつた場合に提出するものとする（翌年度繰越を行つた場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかつた場合を含む。）
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

別記様式第7号（第20関係）

令和〇〇年度水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金 消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあっては北海道農政事務局長
 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 〕

補助事業者名
(都道府県名)
所在地
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金について、水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3596号農林水産事務次官依命通知）第20第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 (令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額(3-2)	金	円

- (注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。(補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、(3)の資料を除き添付不要。)
- なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
- (1) 消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- (2) 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- (3) 3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- (4) 補助事業者が消費税法(昭和63年法律第108号)第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

- (注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
 - ・新たに設立された法人であつて、かつ、免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる資料など、免税事業者であることを確認できる資料
 - ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
 - ・補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第8号（第26関係）

令和〇〇年度
農林水産省所管

水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金調書

国			地 方 公 共 団 体 名										備 考	
補助事業名	交付決定の額	補助率	歳 入			歳 出								
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額		
〇〇事業 〇〇費 〇〇費 その他	円			円	円		円	円	円	円	円	円	円	

記載要領

- 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越(歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。)が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書()すること。

別記様式第9号（第27関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

地区名		地区	事業実施年度			年度				農林水産省所管補助金名								
事業区分	事業の内容					工期		総事業費	経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要	
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日		負担区分				耐用 年数	処分制 限年月 日	承認 年月日	処分の 内容		
									国庫 補助金	都道府 県費	市町村 費	その他						
	計																	
	計																	
	合計																	

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第 10 号 (第 27 関係)

契約に係る指名停止等に関する申立書

番 号
年 月 日

間接補助事業者 殿

所在地
商号名又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みにあたって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。
- 4 間接補助事業者に対する申立ての場合であつて、補助事業者である地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴すること求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。